

令和元年霞台厚生施設組合議会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

令和元年5月29日（水曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和元年5月29日（金曜日）午前2時30分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程（第2号）

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議会運営委員の選任について

日程第5 諸般の報告

日程第6 議案第5号

日程第7 議案第6号

---

本日の会議に付した案件

議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

議事日程（第2号）

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議会運営委員の選任について

日程第5 諸般の報告

日程第6 議案第5号

日程第7 議案第6号

---

出席議員 17名

1番 櫻井 茂 君  
2番 植木 弘子 君  
3番 久松 公生 君  
4番 久保田 良一 君  
5番 玉造 由美 君  
6番 石井 旭 君  
7番 川村 成二 君  
8番 高安 能久 君  
9番 小松 豊正 君

10番 戸田 見成 君  
11番 岡崎 勉 君  
12番 田家 勇作 君  
13番 山本 進 君  
14番 荒川 一秀 君  
15番 田谷 文子 君  
16番 澤 秀雄 君  
17番 櫻井 信幸 君

---

欠席議員 0名

---

法第121条により出席した者

管理者 今泉 文彦 君  
副管理者 島田 穰一 君  
副管理者 坪井 透 君  
副管理者 小林 宣夫 君  
会計管理者 諸岡 広明 君

事務局長 小澤 喜蔵 君  
総務課長 宮本 明 君  
業務課長 高野 浩通 君  
建設計画課長 嶋田 勉 君

---

職務のため出席した者

事務局次長 佐藤 博之 君  
参事 鈴木 幸治 君  
係長 雨貝 三和子 君

係長 比家 昌幸 君  
係長 金田 匡博 君  
主事 佐藤 貴紀 君

---

令和元年5月29日（水曜日）

午後2時30分 開会

◎開会の宣告

○副議長（荒川一秀君） それでは、定刻になりました。進めたいと思います。

先般の石岡市議会議員一般選挙の実施により、現在議長が欠員となっております。このため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により私、副議長の荒川が議長の

職を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

録画・録音機材等を所持しての議場への立ち入りはできません。

また、傍聴中に議事に対しての賛否を表明したり、声を出すことを禁じておりますので、ご注意願います。

これが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。皆さんは烏合の衆ではございません。立派な紳士淑女であります。ルールを守って傍聴してください。

ただいまの出席議員数は16名です。

これより令和元年霞台厚生施設組合議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付してございます議事日程に従い議事を進めてまいります。よろしくお願いをいたします。

(日程第1 仮議席の指定)

○副議長(荒川一秀君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席の指定は、石岡市選出の5名の議員について仮議席を指定しております。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

(日程第2 議長の選挙)

○副議長(荒川一秀君) 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長(荒川一秀君) 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

議長の指名は、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（荒川一秀君） ご異議なしと認め、議長を指名いたします。

霞台厚生施設組合議会議長に13番・山本進君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました13番・山本進君を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（荒川一秀君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ただいま議長に当選されました13番・山本進君が議場におりますので、会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、本席を議長と交代させていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

〔田谷文子議員 入場〕

午後2時33分休憩

---

午後2時33分再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議長就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様のご推挙によりまして議長という重職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。

議会は言うまでもなく重要な事項を決定する機関でありますので、その主宰者たる議長の職責は極めて重大であることを痛感するところであります。

ご推挙をいただいた以上は、議会が公正公平かつ円滑に運営できますよう及ばずながら誠心誠意努力いたしたいと存じますので、議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

これからの議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表（第2号）のとおりであります。

これより日程に入ります。

（日程第1 議席の指定）

○議長（山本進君） 日程第1、議席の指定について。

霞台厚生施設組合議会会議規則第3条第1項の規定により、新たに選出された議員の議席は、

1番 櫻井 茂 議員

5番 玉造 由美 議員

9番 小松豊正 議員  
13番 山本進 議員  
17番 櫻井信幸 議員  
以上のとおり指定します。

(日程第2 会期の決定)

○議長(山本進君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

(日程第3 会議録署名議員の指名)

○議長(山本進君) 日程第3、会議録の署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

14番 荒川一秀君

15番 田谷文子君

の両名を指名いたします。

(日程第4 議会運営委員の選任)

○議長(山本進君) 日程第4、議会運営委員の選任について。

先般執行された石岡市議会議員の一般選挙に伴い、現在石岡市選出の議会運営委員が欠員となっておりますので、霞台厚生施設組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において、1番・櫻井茂君、17番・櫻井信幸君を指名いたします。

ただいま議会運営委員長が不在となっております。

よって、直ちに議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の副委員長より、結果についてご報告をお願いいたします。

2番・植木弘子君。

○2番（植木弘子君） 議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

議会運営委員長に、石岡市選出議員の櫻井茂議員と決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（山本進君） ただいまご報告のとおり、議会運営委員長は1番・櫻井茂君と決定いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

（日程第5 諸般の報告）

○議長（山本進君） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により本日出席を求めた者は、

管 理 者	今 泉 君	事 務 局 長	小 澤 君
副 管 理 者	島 田 君	総 務 課 長	宮 本 君
副 管 理 者	坪 井 君	業 務 課 長	高 野 君
副 管 理 者	小 林 君	建 設 計 画 課 長	嶋 田 君
会 計 管 理 者	諸 岡 君		

以上であります。

（日程第6 議案第5号）

○議長（山本進君） 次に、日程第6、議案第5号・専決処分に対し承認を求めることについて（平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

管理者から議案に対する提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 本日ここに提案いたしました議案について概要をご説明申し上げます。

議案第5号・専決処分に対し承認を求めることについて。

本件は、平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定により、議会へ報告し承認を求めるものでございます。

専決処分させていただきました補正予算の内容を申し上げますと、年度内に支出の終わらない事業経費について、第1表のとおり繰越明許の措置をいたしましたものでございます。

新広域ごみ処理施設建設に係る周辺環境整備道路事業について、土地売買契約に伴う所有権移転並びに物件移転補償の一部が完了していないことから、年度内での契約金支出ができなかったこと。また、電柱移設補償費については、事業者において工事が完了していないことから全額繰り越しいたしました。

以上、十分ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本進君） 以上で説明は終わりました。

議案質疑を行います。

質疑は、通告の順にこれを許します。

なお、質疑の時間は1議員30分以内とし、形式は一括方式といたしますので、厳守願います。

また、規定により質問回数は2回までとなりますので、よろしくお願いいたします。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、平成30年度霞台厚生施設組合補正予算（第3号）に対する議案質疑を行います。三つに分かれておりますけれども、（1）今回の平成30年度第3次補正は、新広域ごみ処理施設周辺環境整備事業について、土地売買契約に伴う所有権移転登記の手続が完了していないことから、年度内での契約金支出ができないための予算措置で専決処分をされました。

①の質問ですけれども、土地売買契約に伴う所有権移転登記の手続が完了していないとありますけれども、具体的にどこの土地で、どれくらいの広さで、そして完了してないというのはどういう状況なのか、具体的に説明を求めます。

②、私は議会にかけないで専決処分はすべきではないと思います。例えば平成31年2月22日の第1回定例会に提案するとか、あるいはまた、別に臨時会を持って議会で審議するとか、非常に大事な事業にかかわるものでございますので、議会にかけてよく討議した上でやっぱり決めると、やはり議会を重視した対応をすべきだと思います。そういうことはできなかったんですか。このことを聞きます。

③は、完了してない、完了してないというふうに言われておりますけれども、どういう理由で完了していない理由なのか。土地の買収金額が売り手と買い手と合わないのか、あるいはそもそも売ることにについて、この事業の意義について住民が納得してないので売らないのか、どういう事情で完了していないのか理由を聞きます。それから、完了する見通しはどのようなふうになっているのか。いつごろ、どのようにして完了するように考えているのかお聞きをいたします。

④ですけれども、そもそも新広域ごみ処理場の供用開始は2021年4月という全体計画になって

いますけれども、このことから考えるとどのような影響を及ぼすのか。道路ができなければ、幾ら大きな施設ができて使えないわけです。そういうことで質問いたします。

以上が（１）の問題に対する第１回目の質問です。ご回答よろしく申し上げます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ご答弁申し上げます。

１項目の１点目について、予算計上させていただきました公有財産購入費の用地買収費は、所有者17件、26筆です。このうち9件、13筆分の1,438万8,000円を繰り越しさせていただきました。

繰り越しの内訳でございますが、土地の所在は、石岡市地内1件、1筆、小美玉市地内8件、12筆です。

また、平成30年度末現在、契約済みで登記中のものが5件、8筆で、未契約は4件、5筆です。

用地買収の繰り越しに合わせて、補償補填及び賠償金の物件補償費5件分、451万7,000円も繰り越しさせていただきました。また、電柱移転費1,200万円も事業者において工事が完了していないことから、全額繰り越しさせていただきました。

次に、２点目について、年度内の完了を目指し、順次売買契約、登記手続を進めてまいりましたが、さきにご答弁させていただいた分で登記手続が完了せず、専決処分により繰り越しさせていただきました。

次に、３点目について、今日現在、未契約は4件のうち、1件は契約・登記まで完了しております。残りの3件は、相続手続によるもの、所有者の登記手続によるもの及び国有地の処分手続により繰り越しとなりましたが、早急に用地買収を進めます。

次に、４点目について、用地買収に合わせて道路整備の実施設計を行い、速やかに道路整備工事に着手してまいります。令和3年4月供用開始に影響がないよう進めてまいります。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 答弁聞きますと、けっこう金額ではですね、平成30年度繰り越し金が5件で451万7,000円繰り越す。また、電柱も1,200万繰り越す。これだけだと300、額にならないんじゃないかと思うんです。それが1つの質問です。

それから、専決処分はやはり住民、議会を重視する場合はやるべきじゃないんですね。なぜ専決に走ったのか、その理由が答弁されておられません。その答弁を求めます。

それから、聞いておりますと、この契約ができなかった理由としては、さまざまな手続上の問題、つまり売り手と買い手の値段の折り合いが合わないということをおっしゃらなかったんだけど、そういうことはないんですか。やはり法律的な手続の問題で時間が間に合わなかったということですか。そのことを明快にお答えください。

以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） 繰越額につきましては、用地買収費1,438万8,000円、物件補償費451万7,000円、電柱移転費1,200万円となります。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいま小松議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、なぜ2月22日の議会で提案することもできたのではないかと。間に合わなかったら専決処分はすべきでないというご指摘についての質問でございますが、我々はこちらにつきましては全力で年度内完了を目指していたことから、年度末ぎりぎりまで登記のほうの手続等をやっております。その判断となりました。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど値段等の交渉経過についてのご質問がございましたけれども、この内容につきまして、現在契約交渉中でもあることから、これからの事業推進に支障をきたす可能性もありますことから、現時点では公表は差し控えさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほどの答弁のとおり、現時点では供用開始に影響がないように進めてまいりますので、皆様のご理解のほどよろしくお願ひしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回までと限られておりますので、次に、（2）に行くしかありませんので、（2）に移ります。

繰越明許費繰越計算書について、これは今回の議案に前提となる重要な文書です。ついて施設整備費が16億3,538万8,000円となっておりますけれども、当初予算は15億7,977万8,000円であり、それが平成30年8月24日に第1次補正で5,569万円に増額されて16億3,538万8,000円となり、平成31年2月22日に第2次補正で5億4,643万円が減額されておりますので、この金額はですね、その補正の結果、10億8,895万8,000円となっているわけです。第2次補正の結果ですね。したがって、施設整備費は10億8,895万8,000円が正しいのではないかとということをお問ひいたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 平成30年度震台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号）についての（2）繰越明許費繰越計算書についてのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、議員ご指摘のとおり記載の一部に誤りがあったため、訂正し差しかえ

させていただきました。

今後はこのようなことがないように努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） これは訂正している文書も渡されていることは私も承知をしているんですけども、今、霞台厚生施設組合としては大変な国の税金、市の税金を使って大規模な事業をやっているわけでありますので、こういう議員に渡した基本的な文書も、基本的な間違いが起こるといっては許されないんですよ。本当にやっぱり職員の皆様も一生懸命やられていると思いますけれども、こういうのが出てきますとがっかりするわけですよ。何なんだとこれいったい、この文書を決裁して我々議員に渡しているわけですよ。基本的な重大な間違いなんですこれは。こういう場合は誰がどういう風に決裁監督して、そしてこれは議員に配ってもいいというふうになるんですか。最終的にはどこが責任を持っているんですか。課長にも責任はあると思うんですけども。その点を明確にしないといけないと思うんです。これは先ほどありますようにグリーンでやっている所を赤で私たち渡されたりね、私は前にも霞台の議員は長いんですけども、そういうことを私は指摘して直したこともありますよ、数字をですわね……

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。ただいまの件は議案ではなくて、報告案件ですので、次の質問に移っていただければと思います。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 私が2回目の質問をしているんだから答えたらどうですか。答えたほうがすっきりするでしょうあなた方も。答えにも答えないで次振るといのは、あなた方が困るんですよ。

○議長（山本進君） 小松議員に再度申し上げます。議案に対する質疑をお願いいたします。

○9番（小松豊正君） ということで、非常に質問に答えないのはうまくないと思います。

（3）翌年度（2019年、令和元年）に繰り越す金額を3,090万5,000円としておりますけれども、平成30年8月24日の補正予算（第1号）では、周辺道路整備用地買収費として3,460万円を増額補正しておるわけです。私の質問は、その増額補正の関係、これと繰り越す金額3,090万5,000円との関係はどういうふうになるのか。どのように考えればいいのかお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ご答弁申し上げます。

一般会計補正予算（第3号）の繰越明許費の金額3,090万5,000円でございますが、繰り越ししますのは、公有財産購入費の用地買収費だけではございません。内訳ですが、用地買収費が

1,438万8,000円のほか、補償補填及び賠償金の物件補償費が451万7,000円、電柱移転費が1,200万円ございます。

ご質問の補正予算（第1号）では、公有財産購入費の用地買収費は3,461万円ですが、補償補填及び賠償金の物件補償費が900万円、電柱移転費が1,200万円で、合計5,561万円を計上させていただきます。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 一応数字的には受け止めました。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論は、通告の順にこれを許します。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

議案第5号・専決処分に対し承認を求めることについて（平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号））に対する反対討論を行います。

この議案は、新広域ごみ処理施設の前提となっている周辺環境整備事業を行うために、土地売買契約に伴う予算3,090万5,000円を所有権移転登記の手続が完了しないために、平成30年度内の契約金支出ができないため、3,090万5,000円をとりあえず翌年度に繰越明許として計上しようとするものです。

今、地球規模で地球温暖化対策、脱炭素社会への取り組みが広がっています。ごみ問題の解決の基本は、各地方自治体を基本にした地域住民とともに3Rに基づくごみの減量化、資源化を図ることにあるわけです。全国的に先進的な事例も数多く報告されています。

ところが、霞台厚生施設組合では、石岡市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町の3市1町にある3つのごみ焼却処理施設について科学的な老朽具合の調査もせずに、長寿命化の可能性も検討しないで、国・県言いなりに広大な3市1町から出るごみを1カ所に集めて処理するという広域ごみ処理施設の建設を強行してきました。3市1町の広域からごみを1カ所に集中することから生じる問題を緩和するために検討されていた中間置き場については、新治広域事務組合ではやらないことになったということを知っています。

また、茨城美野里環境組合の場合はどうなっているのか、いまだに不明確だと思います。現在の3カ所のごみ処理場を基本に考えれば、本来必要のない周辺環境整備を行うための土地売買契約に伴う予算3,090万5,000円を組むこと自体に賛成できません。さらに土地売買契約に伴う所有権移転登記の手続が完了してないので、平成30年度内の契約金支出ができないため、3,090万

5,000円をとりあえず翌年度に繰越明許として計上することについて、私は、先ほどいろいろ答弁されましたけれども、それはだめなんです。議会に諮ることもできるわけです。議会に諮らずに専決処分したことは、議会軽視で納得できません。

議案第5号・専決処分に対し承認を求めることについて（平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号））に対して反対いたします。

議員各位の賛同をお願いして、反対討論を終わります。

○議長（山本進君） 以上で討論は終わりました。

これより採決に入ります。

議案第5号・専決処分に対し承認を求めることについて（平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時21分再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第7 議案第6号）

○議長（山本進君） 日程第7、議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番・戸田見成君の退席を求めます。

[10番・戸田見成君 退場]

○議長（山本進君） 管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、監査委員2名のうち1名が平成31年4月30日に任期満了となったことに伴い、新たに

監査委員に戸田見成議員を選任するため議会の同意を求めるものでございます。

十分にご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本進君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、正規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

10番・戸田見成君の入室を認めます。

○議長（山本進君） ただいま監査委員に選任されました10番・戸田見成君のご挨拶をお願いいたします。

○10番（戸田見成君） ただいま紹介にあずかりました小美玉市選出の戸田見成でございます。

地方自治における監査の重要性を認識し、全力を尽くして職を全うしたいと考えております。

今後とも皆さんのさらなるご指導をお願い申し上げ、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。



### ◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で今期臨時会の日程は全て終了しました。

これをもちまして令和元年霞台厚生施設組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 荒 川 一 秀

署名議員 田 谷 文 子

# 資 料

令和元年霞台厚生施設組合議会第1回臨時会議事日程

令和元年5月29日

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

令和元年霞台厚生施設組合議会第1回臨時会議事日程(第2号)

令和元年5月29日

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議会運営委員の選任について

日程第5 諸般の報告

日程第6 議案第5号 専決処分に対し承認を求めることについて

(平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算第3号)

議案質疑・討論・採決

日程第7 議案第6号 霞台厚生施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

## 平成31年度霞台厚生施設組合議会第1回定例会発言通告一覧

## 【議案質疑】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	<p>1 平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第3号）</p> <p>(1) 今回の平成30年度第3次補正は、新広域ごみ処理施設周辺環境整備事業について土地売買契約に伴う所有権移転登記の手続きが完了していないことから、年度内での契約金支出ができないための予算措置で専決処分しているが、</p> <p>①「土地売買契約に伴う所有権移転登記の手続きが完了していない」とは、具体的にどこの土地についてどういう状況なのか。</p> <p>②議会にかけないで専決処分はすべきではない。平成31年2月22日の第1回定例会に提案することもできたのではないのか。</p> <p>③完了していない理由と完了する見通しについて。</p> <p>④2021年4月供用開始という全体計画にどのような影響を及ぼすのか。</p> <p>(2) 繰越明許費繰越計算書について、施設整備費が1,635,388（千円）となっているが、当初予算は1,579,778（千円）だったが、平成30年8月24日に第1次補正で55,610（千円）増額されて1,635,388（千円）となり、平成31年2月22日に第2次補正で546,430（千円）減額されているので、1,088,958（千円）となっている。したがって施設整備費は1,088,958（千円）が正しいのではないのか。</p> <p>(3) 翌年度（2019年、令和元年）に繰り越す金額を30,905（千円）としているが、平成30年8月24日の補正予算（第1号）では周辺道路整備用地買収費として34,610（千円）を増額補正している。繰り越す金額30,905（千円）との関係はどうなるのか。</p>	<p>事務局長 担当課長</p> <p>②については管理者</p>